

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 経済産業省																		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()																			
要望項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（検討事項）																			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準</th> <th rowspan="2">収入金額</th> <th colspan="3">その他の事業</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">税率</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.3%(0.7%)</td> <td style="text-align: center;">400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3.8%(1.5%)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.48%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円超 800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">5.5%(2.2%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">800万円超の金額</td> <td style="text-align: center;">7.2%(2.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は、地方法人特別税等に関する暫定措置法による税率</p> <p>・ 特例措置の内容 電気供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が組み入れられること（外形標準課税導入に伴う所要の税率の変更を含む）</p>		課税標準	収入金額	その他の事業			所得割	付加価値割	資本割	税率	1.3%(0.7%)	400万円以下の金額	3.8%(1.5%)	0.48%	0.2%	400万円超 800万円以下の金額	5.5%(2.2%)	800万円超の金額	7.2%(2.9%)
課税標準	収入金額	その他の事業																		
		所得割	付加価値割	資本割																
税率	1.3%(0.7%)	400万円以下の金額	3.8%(1.5%)	0.48%	0.2%															
		400万円超 800万円以下の金額	5.5%(2.2%)																	
		800万円超の金額	7.2%(2.9%)																	
関係条文	<p>地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7</p> <p>地方税法施行令 第22条</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条</p>																			
減収見込額	（初年度） - （ ） （平年度） - （ ） （単位：百万円）																			
要望理由	<p>（1）政策目的 昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかし、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大されたほか、卸電力取引所取引が開始されるなど、競争環境が整備されるとともに、一般の企業と遜色のない企業になりつつある。 こうした自由化の進展に伴い、これまで収入金課税の根拠となってきた料金規制についても値上げ以外は届出のみになり、加えて、自由な市場で料金が設定され、料金の低価格化が期待されている中で、規制料金を前提とした負担の重い税制は自由化の阻害要件になりかねない。旧来の前提を元に、課税を続けることは課税の平等性を損なうものである。</p> <p>（2）施策の必要性 上記を踏まえた上で、平成15年度から21年度の税制改正大綱において、電気供給業をはじめとする4業種については、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討することが挙げられている。したがって、自由化が進む電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。</p>																			
本要望に対応する縮減案	-																			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 21 日閣議決定）中において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討することとされている。 （ 5 .エネルギー・環境政策 28.原子力発電の推進・電力基盤の高度化）
	政策の達成目標	一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者および特定規模電気事業者を対象。上記の適用見込み数は 4 0 社程度。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	設備産業である電気事業において、本措置の減税額分は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、結果的に需要家に還元されることとなる。加えて、自由化の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料再処理準備金（国税・法人税） ・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税・固定資産税） ・電気供給業の課税標準の算定にあたって特定規模需要向けの託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・軽油引取税の課税免除の特例（地方税・軽油引取税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	料金規制の有無を背景とした収入金課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフットイングを図る本措置は、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	昭和59年から継続的に要望。